

仕 様 書

1 件名

UIターンマーケティング等業務委託

2 業務の目的

高校生や大学生などの学生をはじめとした若年者（以下、「若年者」という）を中心に、市内企業や長崎市で働くこと・暮らすことに関してポジティブなイメージを持ってもらうためのプロモーションを行っているものの、県外在住の若年者に対する情報発信としては、SNS 広告などを実施してきたものの、十分なリーチができていない状況である。

このことから、県外在住の若年者に対して、まずは長崎市で働くことを選択肢の一つとしてとらえてもらい、ひいては、市内企業への就職につなげるもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 履行場所

発注者が指定する場所

5 背景

本市では、人口減少が進んでおり、その中でも特に10代・20代の若者の転出超過が続いている状況であることから、めざすべき姿として「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を掲げ、その実現に向けた施策を重点的に進めており、その一環として、若年者の地元就職・定着の促進を目的に、市内企業や長崎で働く魅力の情報発信に取り組んでいる。

県内の若年者に対しては、各大学の就職支援担当者との関係も一定構築できているほか、大学等と連携しながら、学生と企業が交流する場を提供しており、市内企業の情報発信においても県などの関係機関と連携できていることから、一定リーチできていると考えている。

しかしながら、業務の主なターゲット層（下記「6 ターゲット」参照）に対しては、県が福岡市内に設置する「ながさきUIターン就職支援センター（※）」や長崎県移住支援公式HPである「ながさき移住ナビ」との連携により情報発信を行うほか、地元就職促進に関するSNS広告や都市圏在住者と市内企業を交流させるUIターン就職イベント等を開催してきたものの、転出超過の状況が継続していることから、県内の若年者に比べ、リーチできていないと感じている。

このことから、長崎市へのUIターン希望者に対しては、市内企業への就職促進に係る訴求力の高い施策を実施する必要がある。

※ 福岡県内の大学等を定期的に訪問し、各校就職支援担当者との関係構築及び情報共有を行うとともに、学内での個別相談会や交流イベント等を実施しており、そういった機会でも本市が取り組んでいる事業についても学生に周知いただいている。

6 ターゲット

都市圏に在住する長崎市へのUIターン就職を希望している者（概ね35歳未満を想定）

7 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、各業務の詳細な内容については、発注者と協議のうえ、決定すること。

(1) 戦略立案

「5 背景」を踏まえ、ターゲットに対して、長崎市で働くことを選択肢の一つとしてとらえてもらい、ひいては、市内企業への就職につなげるための効果的な戦略を立案すること。

- ・ターゲットの行動やニーズを理解し、従来の施策に関する課題への改善策を提示すること
- ・短期及び中長期の視点を持った戦略を立案すること
- ・戦略の立案にあたっては、その戦略に沿った事業の具体案とその概算予算規模及び効果見込みを提示すること（上限：500万円/年）
- ・本市の地元就職促進プロモーション事業「就活シェアール」や、長崎県移住支援公式HPである「ながさき移住ナビ」などの既存の地元就職促進事業または移住支援事業などとの連動性を意識して設計すること
- ・プロモーション全体の名称や新たなコンセプトを提示せず、提案事業者のノウハウや知識、経験のほか、学生やプロモーションに精通した専門家、インフルエンサー等の意見を取り入れるなど、創意工夫を行うこと
- ・RESAS等の一般的な分析ツールや公開統計情報のみでなく、提案者独自の調査や知見を踏まえた、効果的かつ実現可能な提案とすること
（調査が必要な場合は、業務委託期間中に実施すること）

8 成果指標

上記7の業務効果を示す指標等について、理由や根拠とともに提案すること。

なお、目標に達しない場合であっても、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者に不利益はないものとする。

9 成果品

業務で制作した全ての成果品については、令和9年3月24日（水）までに電子データで提出すること。

なお、各データのファイル形式は本市との協議により決定する。

10 実績報告

令和9年1月29日（金）までに中間報告を行うこと。

業務完了後、実績報告書（業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの）を作成し、令和9年3月24日（水）までに本市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は本市との協議により決定する。

11 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

12 全体に係る注意事項

(1) 業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

(2) 著作権等

ア 本業務の実施にあたり制作した成果品のすべての所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。

イ 受託者は著作者人格権を行使しない。

ウ 成果品について、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7) その他

仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。